

【 質問事項 】

第 29 回全国消防操法大会統一事項「2 審査細目」の(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項の⑤「火点側余裕ホースに半回転等のよじれ等が多少あっても減点しない。ただし、送水前に筒先操作員と余裕ホース間の直線部分がおおむね 1 メートル確保されていない場合は減点する。（「余裕ホース確保不適」）」の「よじれ等」は、第 26 回大会までは「ねじれ」と表記されていたものを改正されたのだが、当方は第 22 回大会の質疑応答にあるように「スクリュー状のひねり」を「ねじれ」と解釈していたので、今回改正された「よじれ等」とはどんな状態をいうのか、そして「よじれ等」と「ねじれ」とはどのように違うのかをご教示願う。

【回答】



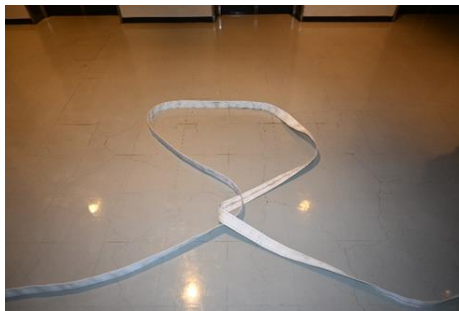
送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ

操法実施要領 8 (3) ウ例図左



操法実施要領 8 (3) ウ例図右

(きんく)



よじれ (1 回転)



よじれ (半回転)



ねじれ

以前にございましたよう、「半回転のねじれ」については、写真でもありますよう、半回転のねじれではなくとも、「ねじれ」は、減点対象にはならない。
あえて「半回転等のねじれ」という表現は、適切ではないかと考えます。

では、「よじれ」については、写真にあります、上4枚が「よじれ」と考えます。

「よじれ」の中でも、「半回転のよじれ」については、減点としないと、改めています。1回転のよじれは減点という事がよく分かるかと思います。半回転以下の「よじれ」については、このような形以外にもあることから、「ねじれ」も含め「等」としています。それぞれに、定義をすれば、より分かりやすくなるかもしれませんが、疑義が生じることを、できる限り避ける必要があり、このような表現となっていると考えます。